

独立行政法人日本学生支援機構 令和7年度

「特に優れた業績による返還免除制度」の申請から認定まで

1. 特に優れた業績による返還免除制度とは

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が行う「特に優れた業績による返還免除制度」は、大学院において第1種奨学金を受け、令和7年度中に貸与が終了する者（休学、辞退、退学等も含む）のうち、「当該課程における貸与期間中の業績が特に優れていると認められる者」に対し、貸与終了時に奨学金の全額または半額を免除する制度です。貸与期間が終了する年度に限り申請できます（その他の年度は不可）。

（注）令和5年（2023）度以降に博士（後期）課程において第一種奨学生として採用された者で、在学中に国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」、「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」、「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業（BOOST）次世代AI人材育成プログラム（博士後期課程学生支援）」の支援を受けた者は、対象外となります。

2. 申請方法

<1> 申請期限および申請方法

※期限を過ぎた場合は、理由にかかわらず一切受理できませんので注意してください。

【申請期限】

令和8年2月3日（火）17:00まで（フォーム申請のみ：郵送受付不可）

（自身のネット環境の問題等で申請期限までに申請できなかったとしても一切受理しません。余裕をもって申請をおこなうこと。）

※業績を証明する書類が全て整わない場合、当該業績は評価対象外となるため、提出前に再度確認すること。また早めの申請（1月中）を推奨します。

【申請方法】

以下の大学HPにある申請フォームリンクより、申請書類一式（ZIP形式）を添付し提出してください。

（※所属外のフォームに申請しても受理されません。）

https://www.geidai.ac.jp/life/scholarship/jasso_scholarship#043

<2>メールでの連絡について

- ◇上記フォームに入力した、卒業後も使用可能なメールアドレス宛てに、後日、申請についての不備書類等の連絡や、選考結果（5月中旬頃）をお送りします。
- ◇令和8年3月に大学院を修了する方は、修了後は大学発行のメールアドレスは使用できなくなりますので、必ず修了後も使用可能な個人アドレスをミスのないように入力してください。

<3>提出書類等

下記①、②、③、すべてを、指定のファイル名で保存し、最終的に一つのフォルダにまとめる。

《提出書類と注意事項》

※様式は崩さないこと

提出書類（A4サイズ）	拡張子	ファイル名	例
①「業績優秀者返還免除申請書」《JASSO様式1-A》	【xlsx】	「氏名」+「申請書」	藝太郎申請書.xlsx
・記入例にしたがって、業績内容の説明と、該当する資料番号を記入			
②「業績評価書」 《東京藝術大学様式》	【pdf】	「氏名」+「業績評価書」	藝太郎業績評価書.pdf
・申請する業績の内容を1件ごとに記入（同シリーズ、同テーマの場合は1件にまとめる） ・業績が複数ある場合は、自身が重要と考える業績から順番に記入			
③「業績資料・証明書等」 《様式任意》	【pdf】	「氏名」+「資料」+「(①申請書に記載の資料番号)」	藝太郎資料1.pdf
・業績ごとの必要項目と最大ページ数を順守（←「資料の必要項目及びページ数」参照） ・作品がある場合はスナップ程度の作品写真・会場写真とし、名前や作品タイトルを付す ・業績資料は、②「業績評価書」に記入した順番で作成し、上部に資料番号、業績のタイトル、資料名を記載する（←業績資料の作成例を参照） ・全てA4サイズ設定とし、自身の名前にはマーカーや、枠線で囲むなど目立たせ、印刷した際に、名前や作品タイトルが確認できる大きさで資料を作成する			
フォーム添付用フォルダ	【zip】	「氏名」	藝太郎.zip
・①②③全ての書類を一つのフォルダにまとめる。 ・フォルダ上で右クリックし、「圧縮」→「.zip」を押下し、 フォルダをzip形式に圧縮 ※パスワードはかけない			

<4>対象となる業績と添付資料について

- (注1) 申請できる業績は、現在、在籍している課程における（貸与始期以降の）5頁～7頁に記載の業績のみ。（修士課程の方は、学部在籍時の業績は対象外。博士課程の方は、修士課程在籍時の業績は対象外。）この業績は、「東京藝術大学返還免除奨学生選考基準」第5条（9頁以降に記載）で定められた評価項目を基に記載（今年度基準番号が改正された為、最新の基準で確認すること）。
- (注2) 業績内容はすべて本学においての「専攻分野に関連した業績」とし、専攻分野と無関係な活動（例：スポーツの競技会等）における成績については評価対象とはならない。
- (注3) 博士課程については、「博士課程の業績評価に関するガイドライン」が設けられている為、ガイドライン及び各業績の説明をよく確認すること。

- (注4) 各業績の説明の黒枠で囲まれている記載は、日本学生支援機構の「奨学規程」の各業績の評価基準です。参考資料として掲載しているので、申請する業績を検討する際に、適宜参照すること。
- (注5) 各業績の種類によって、一つの業績に対する最大ページ数が設けられているので、超えないように資料を準備すること（本要領14頁以降の表【資料の必要項目及びページ数】で確認）。
- (注6) 成績証明書が必要な者は1月末までに学生課奨学係宛にメール（アドレスは8頁に記載）依頼すること。（2月に入ってからの依頼については対応不可。自身で入手すること）

博士課程の業績評価に関するガイドライン

博士課程において、業績の種類「学位論文その他の研究論文」が下記の(1)～(5)のいずれかに該当する場合、業績優秀者とする。（※1）

なお、返還免除内定者である場合、及び、業績の種類「音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績」あるいは「スポーツの競技会における成績」において、国際的レベル・全国的レベルでの顕著な成績（入賞）等を収めている場合（※2）は、下記の(1)～(5) のいずれにも該当しない場合でも業績優秀者とすることができます。

記

(1) 学位論文の教授会での高い（平均水準以上）評価

（注）合否判定だけではなく、大学による評価が必要。学位論文受理中を含む。

(2) 査読付き学術雑誌への原著論文掲載

（注）共著（筆頭者以外）も含み、掲載決定（予定）も含む。

(3) 論文及び学会での発表に対する表彰又は受賞

（注）共著（筆頭者以外）も含み、機構以外の給付奨学生の獲得や外部資金の獲得を含む。学会での発表にはポスター発表も含む。

(4) 日本学術振興会の特別研究員に採用され奨学生貸与を辞退した場合、または、これと同等な民間財団等が公募している競争的資金を獲得することにより奨学生を辞退することとなった場合、上記(1)～(3)に準じる実績

(5) 研究領域の特性により前記(1)～(3)の実績を挙げるのに時間を要することなどから、同じ研究領域の博士課程学生のうち概ね半数以上が在学中に当該実績を挙げられない場合は、当該実績に準じる実績

（注）大学が作成する事情書を要し、日本学生支援機構の業績優秀者奨学生返還免除 認定委員会（以下、「本機構の認定委員会」という。）に諮るものとする。

（※1）平成30年度以前に奨学生に採用された者については、「学位論文その他の研究論文」以外の業績において上記(1)～(3)と同水準の実績が認められる場合も業績優秀者とする。

（※2）業績の種類「スポーツの競技会における成績」における国際的レベル・全国的レベルでの顕著な成績（入賞）等には、本人がコーチやトレーナーなどの場合において指導した者や チームが国際的レベルや全国的レベルの大会での入賞を含めるものとし、東日本大会・関東大会など（各都道府県大会は除く）は全国的レベルの大会に含めるものとする。

業績の種類「音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績」における国際的レベル・全国的レベルでの顕著な成績（入賞）等には、公募展での入選（賞）、給付奨学生の獲得、個展又はリサイタル（3回以上）及び芸術評論等（学外の刊行物への掲載3回以上）を原則的に含めるものとする。ただし、本機構の認定委員会に諮るものとする。

◆修士課程(博士前期課程)及び専門職学位課程は本ガイドラインの適用対象外とする。

(1) 学位論文その他の研究論文 ★博士課程の学生は、★印の赤字の注意書きも参照すること。

学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載または表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること。

イ 博士論文（研究作品又は研究演奏を含む）★博士学生は「ガイドライン」(1)を参照

[提出資料]

- ①論文要旨（必須）：論文タイトル、自己氏名記載もある頁
- ②研究作品の場合（必須）：作品の写真（1枚程度）および図録等の表紙、自己氏名掲載の頁
- ③研究演奏の場合（必須）：プログラム等の表紙、自己氏名掲載の頁

ロ 修士論文

（注）この業績は、修士論文のみの申請となります。修士作品・修士演奏は、下記（2）「大学院設置基準第16条に定める特定の課題」で申請してください。

[提出資料]

- 論文要旨（必須）

ハ 学会発表、学術雑誌への掲載等の研究論文 ★博士学生は「ガイドライン」(2)(3)を参照

[提出資料]

- ① 研究論文の場合（必須）：論文タイトル、要旨、自己氏名（査読付きの場合は学術雑誌等名、および発行年が確認できる頁）
- ② 学会発表の場合：発表題目、会議名、発表年、自己氏名等が掲載された頁（必須）
- ③ 賞状、奨学金獲得、書評、記事等、第三者の評価（左記の内いずれかある場合は提出）

ニ その他の研究論文 ★博士学生は「ガイドライン」(4)(5)を参照

[提出資料]

- ① 論文要旨（必須）：論文タイトル、要旨、自己氏名
- ② 賞状、奨学金獲得、書評、記事等、第三者の評価（左記の内いずれかある場合は提出）

(2) 大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究の成果

（→大学院設置基準16条については、13頁に関係箇所を記載）

特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること。

イ 修士課程における修了作品

[提出資料]

作品の写真（1枚程度）および図録等の表紙、自己氏名掲載の頁（必須）

ロ 修士課程における修了演奏

[提出資料]

プログラム等の表紙、自己氏名掲載の頁（必須）

(3) 大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果（本学では該当なし）

(4) 著書、データベースその他の著作物（1号に掲げるものを除く。）

★博士学生は「ガイドライン」(1)～(3)と同水準とみなせる実績を申請すること。

専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等（(1)に掲げる論文等を除く）が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること。

- イ 著書
- ロ データベース
- ハ その他の著作物

[提出資料]

- ①著書、データベース、その他の著作物の表紙、自己氏名掲載の頁（必須）
- ②賞状、書評、記事等、第三者の評価（左記の内いずれか必須）

(5) 発明

★博士生は「ガイドライン」(1)～(3)と同水準とみなせる実績を申請すること。

特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること。

- イ 特許、実用新案等

- ロ その他の発明

[提出資料]

特許、実用新案、発明等の証明書等（必須）

(6) 授業科目の成績

講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること。

- イ 博士リサイタル

[提出資料]

プログラム等の表紙、自己氏名掲載の頁（必須）

- ロ その他の授業科目の成績

★博士生は「ガイドライン」(1)～(3)と同水準とみなせる実績を申請すること。

[提出資料]

他の授業科目の成績を示す資料（必須）

賞状、奨学金獲得（左記の内いずれかある場合は提出）

※授業成績が理由で採用された業績の場合：大学が発行する「成績証明書」（必須・自分で入手）

1月末までに学生課奨学係宛にメール依頼した者（アドレスは7頁に記載）には、学生課で発行しメール添付します。

（2月に入ってからの依頼については受付けませんので、自分で入手すること）

(7) 研究又は教育に係る補助業務の実績

★博士生は「ガイドライン」(1)～(3)と同水準とみなせる実績を申請すること

リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められるもの

- イ ティーチングアシスタント、リサーチアシスタントの補助業務

[提出資料]

各部局庶務係が発行する「在職証明書」（必須・自分で入手）

※証明書の発行に1週間程度要するので、事前に依頼しておくこと

□ その他の研究又は教育に係る補助業務の実績

[提出資料]

関係機関が発行する「在職証明書」（必須・自分で入手）

（8）音楽、演劇、美術その他の発表会における成績

★博士生は「国際的レベル・全国的レベルでの顕著な成績（入賞）等を収めている※」とみなせる実績を申請すること。

※公募展での入選（賞）、給付奨学金の獲得、個展又はリサイタル（3回以上）、芸術評論等（学外の刊行物への掲載3回以上）を原則的に含める。

教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること。

イ 美術展、コンペティション、コンクール等の公的発表会の成績

[提出資料]

- ① 作品の場合（必須）：作品の写真（1枚程度）および図録等の表紙、自己氏名掲載の頁、
- ② 演奏、コンペティション等の場合（必須）：プログラム等の表紙、自己氏名掲載の頁
- ③ 成績が確認できる資料（必須）：賞状、または入賞者や順位が記載された公的な資料等

□ 個展、音乐会等の個人発表会の成績

[提出資料]

- ① 作品の場合（必須）：作品の写真（1枚）および図録等の表紙、自己氏名掲載の頁
- ② 音楽会等の場合（必須）：プログラム等の表紙、自己氏名掲載の頁
- ③ 賞状、書評、記事等、第三者の評価（左記の内いずれか必須）

ハ その他の発表会における成績

※作品が認められ、民間財団が公募している奨学金を獲得した場合も含む

[提出資料]

- ① 作品の場合（必須）：作品の写真（1枚）および図録等の表紙、自己氏名掲載の頁
- ② 音楽会等の場合（必須）：プログラム等の表紙、自己氏名掲載の頁
- ③ 賞状、書評、記事等、第三者の評価（左記の内いずれか必須）

（9）スポーツの競技会における成績（本学では該当なし）

（10）ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

★博士生は「ガイドライン」(1)～(3)と同水準とみなせる実績を申請すること。

教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること。

[提出資料]

活動を示す自己氏名が記載された証明書、印刷物、記事等（本人が参加したことが分かるもの）（必須）

（11）その他、機構が定める業績（大学で記載）

3. 業績の評価および推薦

申請者から提出された申請書等をもとに「東京藝術大学返還免除奨学生選考基準」により学内で各種委員会等の段階的な評価を経て選考し、機構に推薦順位をつけて推薦します。

<1>業績の評価（申請された業績は、下記の4段階により総合評価します）

特に優れた業績	優れた業績	良好な業績	前記以下の業績
100点～90点	89点～80点	79点～70点	69点以下

<2>選考および推薦の流れ

各科評価

▼各科の教員会議において、申請書等をもとに評価し3月上旬までに研究科の選考委員会（受付は教務係）へ推薦順位をつけて推薦します。



研究科評価

▼研究科の選考委員会において、各科の教員会議の評価をもとに、研究科全体の観点から評価し、3月中下旬までに学生支援室へ推薦順位をつけて推薦します。



学生支援室評価

▼理事（教育担当）を室長とし、両学部の教員等で構成する学生支援室で、研究科選考委員会の評価をもとに、全学的観点から評価し、4月下旬までに選考委員会へ推薦順位をつけて推薦します。



選考委員会評価

▼学長、副学長、各研究科長等で構成する返還免除奨学生選考委員会（別紙）で、学生支援室会議の評価をもとに全学的観点から最終評価し5月上旬までに推薦順位をつけて機構に推薦します。

（注）申請者には、この時点で大学が「返還免除候補者」として機構に推薦したか否かを、申請フォームに入力したメールアドレス宛に通知します。

4. 返還免除者の認定

大学から推薦した返還免除奨学生の認定は、独立行政法人日本学生支援機構の認定委員会の議を経て、7月（予定）に決定され、同機構から直接あなた宛にその結果が通知されます。（結果が判明するまでは繰上返還を行わないでください。）

機構からの通知は令和8年6月末時点で機構に登録されている住所に送付されます。宛先不明により機構へ返送された場合、原則、再送付はされませんので、転居の際には、すみやかにご自身でスカラネット・パーソナルで登録住所の変更を行い、郵便局へ転送依頼を行うこと。

なお、返還免除の認定結果はスカラネット・パーソナルでも確認できます。

申請内容等、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

美術学部 教務係 bijutsu_kyomu@ml.geidai.ac.jp

音楽学部 学生募集係 music_admissions@ml.geidai.ac.jp

映像研究科 事務室教務係 eizo_kyomu@ml.geidai.ac.jp

千住校地事務室 教務係 senju_kyomu@ml.geidai.ac.jp

学生課 奨学係 syogaku@ml.geidai.ac.jp

○東京藝術大学返還免除奨学生選考基準

平成 17 年 2 月 17 日
返還免除選考委員会決定

改正 平成20年3月27日 平成25年10月24日
平成31年3月19日 平成31年4月18日
令和3年5月18日 令和5年1月26日
令和5年12月6日 令和7年12月1日

(目的)

第1条 この基準は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）に対して各年度に推薦する第一種奨学生返還免除候補者（以下「免除候補者」という。）及び返還免除の内定候補者（以下「内定候補者」という。）の選考に関し、選考基準及び選考手続き等を定めることを目的とする。

(推薦対象者)

第2条 免除候補者の推薦対象者は、本学大学院において機構の第一種奨学生の貸与を受けている学生（以下「奨学生」という。）で、当該年度中に貸与期間が終了することになる者の中、在学中に特に優れた業績を挙げた者とする。

- 2 内定候補者（博士後期課程）の推薦対象者は、当該年度中に大学院博士後期課程に進学した奨学生の中、特に優れた業績を挙げた者又は博士後期課程における貸与期間中に免除候補者として特に優れた業績を挙げる見込みがある者とする。
- 3 内定候補者（修士課程）の推薦対象者は、本学修士課程に確実に入学し、第一種奨学生として採用が見込まれ、修士課程入学以前、及び修士課程入学時に優秀な成績を収め、貸与期間中に免除候補者として特に優れた業績を挙げる見込みがある者であり、かつ次のイからハまでの全ての要件を満たす者とする。

イ 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第3条に規定する支援を受ける者（ただし資産超過により停止となっている者は除く）又は住民税非課税世帯（ただし学生等本人及び生計維持者の資産の合計額が5,000万円未満）であることを証明できる者であること。

ロ 特定分野（科学技術イノベーション創出に寄与する分野又は大学の強みや地域の強み等を生かした分野）への進学を希望する者であること。

ハ 特定分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができる者であること。

- 4 前項の規定にかかわらず、過去に内定候補者として推薦された者については、原則として内定候補者の推薦対象者から除くものとする。

(選考手続き)

第3条 免除候補者又は内定候補者として推薦を受けようとする奨学生は、所定の手続きに従い申請するものとする。

- 2 各研究科長は、申請者のうちから免除候補者又は内定候補者を選考して順位を付し、東京藝術大学返還免除奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）に推薦するものとする。
- 3 委員会は、前項の推薦を受けた者のうちから免除候補者又は内定候補者を選考して順位を付し、学長が機構に推薦するものとする。

(選考方法)

第4条 前条第2項及び第3項の選考にあたっては、機構が定める貸与奨学規程第47条第3項及び第4項に規定する評価基準及び次条に定める評価によるものとする。

(評価)

第5条 免除候補者の評価項目は、次の各号に掲げるものとし、本学の大学院における教育研究活動等に関する業績又は専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績ごとに評価するものとする。

(1) 学位論文その他の研究論文

- イ 博士論文（研究作品又は研究演奏を含む）
- ロ 修士論文
- ハ 学会発表、学術雑誌への掲載等の研究論文
- ニ その他の研究論文

(2) 大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究の成果

- イ 修士課程における修了作品
- ロ 修士課程における修了演奏
- ハ 修士課程における特定課題研究

(3) 大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果（本学では該当なし）

(4) 著書、データベースその他の著作物（1号に掲げるものを除く。）

- イ 著書
- ロ データベース
- ハ その他の著作物

(5) 発明

- イ 特許、実用新案等
- ロ その他の発明

(6) 授業科目の成績

- イ 博士リサイタル
- ロ その他の授業科目の成績

(7) 研究又は教育に係る補助業務の実績

- イ ティーチングアシスタント、リサーチアシスタントの補助業務
- ロ その他の研究又は教育に係る補助業務の実績

(8) 音楽、演劇、美術その他の発表会における成績

- イ 美術展、コンペティション、コンクール等の公的発表会の成績
- ロ 個展、音楽会等の個人発表会の成績
- ハ その他の発表会における成績

(9) スポーツの競技会における成績（本学では該当なし）

(10) ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

(11) その他、機構が定める業績

2 内定候補者（博士後期課程）の評価項目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大学院博士後期課程入学試験の結果
- (2) 大学院修士課程の成績
- (3) 大学院修士課程の研究科長からの推薦
- (4) 前項に定める免除候補者の評価項目

3 内定候補者（修士課程）の評価項目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 修士課程入学試験の結果
 - (2) 申請時の学士課程の成績
 - (3) 申請時の家計基準
 - (4) その他の選考基準
- 4 業績の評価は、免除候補者は第1項の評価項目を、内定候補者（博士後期課程）は第2項の評価項目を総合して評価するものとし、下表の評価区分により評価点をつけるものとする。

評価区分	評価点
特に優れた業績	100点～90点
優れた業績	89点～80点
良好な業績	79点～70点
前記以下の業績	69点以下

- 5 内定候補者（修士課程）の業績の評価は第3項の評価項目を総合して評価するものとし、具体的な評価方法、その他の選考方法については、別に定める。
- 6 免除候補者又は内定候補者の推薦順位は、それぞれ評価点の高い者から順に付すものとする。

(内定者の取消)

- 第6条 学長が内定候補者として推薦した者のうち、機構が返還免除予定者として内定した者で、貸与期間終了年度に免除候補者として推薦されるまでの者（以下「内定者」という。）が、貸与期間中に奨学金の交付に係る停止又は廃止の処置を受けた場合は、内定者の身分を取り消す。
- 2 内定者が、修業年限内で課程を修了できなくなった場合は、内定者の身分を取り消す。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。
 - (1) 休学期間（長期欠席を除く。）に相当する期間、修了期が延長した場合
 - (2) 災害、傷病、感染症の影響その他のやむを得ない事由により修業年限内で課程を修了できなくなったことを本学が認めた場合
 - 3 内定者（博士後期課程）が、機構が定める他の経済的支援事業に採用された場合は、内定者の身分を取り消す。

附 則

この基準は、平成17年2月17日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この基準は、平成31年3月19日から施行し、平成31年1月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成31年4月18日から施行し、平成31年2月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和3年5月18日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年1月26日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年12月6日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年12月1日から施行する。

【参考資料：東京藝術大学返還免除奨学生選考基準 第5条(2)関連】

大学院設置基準(該当部分の抜粋)

第六章 課程の修了要件等

(修士課程の修了要件)

第十六条 修士課程の修了の要件は、大学院に二年(二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間にに関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の前期の課程の取扱い)

第十六条の二 第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前条に規定する大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとができる。

- 一 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該前期の課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- 二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該前期の課程において修得すべきものについての審査

※注意事項

1. 上記基準 第十六条 は、3～6頁に記載の「対象となる業績」のうち、「(2) 大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究の成果」に関する規定です。
2. 上記基準 第十六条の二 については、現時点では本学に制度がありませんので、該当者はいません。

表【資料の必要項目及びページ数】

業績の種類	最大 ページ数	細目	必要項目 (○の項目は必須項目)	典型的な資料	よくある不備
1. 学位論文その他研究論文	4	学位論文	○申請者の姓名(姓のみは不可) ○論文タイトル ○論文内容の概要(下記のいずれかを含む) ・本文の書き出しの部分 ・要約	・学位論文の表紙及び冒頭(書き出し)のページ	・論文内容の概要が添付されていない
			○申請者の姓名(姓のみは不可) ○論文タイトル ○論文内容の概要(下記のいずれかを含む) ・本文の書き出しの部分 ・要約	・論文の最初のページ及び学術雑誌の表紙・目次	・学術雑誌等名、発行年が確認できない
	4	研究論文	【査読付きの場合のみ必要】 ○学術雑誌等名 ○学術雑誌等発行年(月日は無くても可)		
	4	学会での発表	○申請者の姓名(姓のみは不可) ○題目 ○会議名 ○発表年(月日はなくても可) 【表彰・受賞がある場合のみ必要】 ○表彰・受賞等(下記のいずれかを含む) ・賞の名前(優秀賞等) ・順位 ・その他優秀であった旨 ・奨学金・外部資金を獲得した旨	・学会のプログラムの表紙とタイムテーブルおよび表彰状	・発表年、表彰・受賞等が確認できない

業績の種類	最大 ページ数	細目	必要項目 (○の項目は必須項目)	典型的な資料	よくある不備
1. 学位論文その他研究論文	4	日本学術振興会特別研究員に採用、又は、民間財団等が公募している競争的資金を獲得	<input type="radio"/> 申請者の姓名(姓のみは不可) <input type="radio"/> 年度(月日は無くても可) <input type="radio"/> 下記のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・日本学術振興会特別研究員採用の旨 ・獲得した競争的資金の名称 	・特別研究員審査結果通知書	・競争的資金獲得情報が確認できない
2. 大学院設置基準第16条第1項に定める特定の課題についての研究の成果	3	—	<input type="radio"/> 申請者の姓名(姓のみは不可) <input type="radio"/> 研究の成果(下記のいずれかを含む) <ul style="list-style-type: none"> ・成果物自体 ・審査・試験に合格したことが分かるもの 	・論文及び合格した旨が確認できる証明書	・資料の添付がない ・修士課程以外の学生が申請している
3. 大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果	3	—	<input type="radio"/> 申請者の姓名(姓のみは不可) <input type="radio"/> 試験及び審査の結果(下記のいずれか) <ul style="list-style-type: none"> ・成果物自体 ・審査・試験に合格したことがわかるもの 	・作品及び合格した旨が確認できる証明書	・資料の添付がない ・修士課程以外の学生が申請している
4. 著書、データベースその他の著作物(第一号、及び第二号に掲げるものを除く)	3	—	<input type="radio"/> 申請者の姓名(姓のみは不可) <input type="radio"/> 著書、データベース等のタイトル <input type="radio"/> 下記のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・申請者が執筆、作成した文章・データの一部 ・申請者が執筆、作成した文章・データの要約 <input type="radio"/> 発行年(月日は無くても可)	・著書の表紙と奥付及び申請者が執筆した本文のページ ・データ集及びデータ集が掲載されているサイトの画面	・専攻分野との関連が確認できない ・発行年が確認できない ・組織名・団体名しか記載がなく、申請者本人の氏名が確認できない。

業績の種類	最大 ページ数	細目	必要項目 (○の項目は必須項目)	典型的な資料	よくある不備
5. (専攻分野に関連した)発明	3	—	<input type="radio"/> 申請者の姓名(姓のみは不可) <input type="radio"/> 特許等の出願日あるいは認定日 <input type="radio"/> 特許等の出願番号あるいは登録番号	・出願中の場合、特許願 ・登録済の場合、特許証	・資料の添付がない ・組織名・団体名しか記載がなく、申請者本人の氏名が確認できない。
6. (専攻分野に関連した)授業科目の成績	2	—	<input type="radio"/> 申請者の姓名(姓のみは不可)。 <input type="radio"/> 成績の詳細(下記のいずれかを含む。ただし、学内成績に関する資料は上記1点目あるいは2点目のみ提出可能) <ul style="list-style-type: none"> ・各授業の評価(A~F、優など) ・授業成績が全体の上位 X%であること ・外部試験に合格したことが分かるもの ・外部試験の得点が分かるもの <input type="radio"/> 年度(月日は無くても可)	・所属する大学の成績証明書	・資料の添付がない
7. (専攻分野に関連した)研究又は教育に係る補助業務の実績	3	—	<input type="radio"/> 申請者の姓名(姓のみは不可) <input type="radio"/> 研究プロジェクト名あるいは授業名(専攻分野との関連が確認できる程度) <input type="radio"/> 年度(月日は無くても可)	・勤務状況報告書(勤務の実績が確認できるもの)	・専攻分野との関連が確認できない
8. (専攻分野に関連した)音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績	3	—	<input type="radio"/> 申請者の姓名(姓のみは不可) <input type="radio"/> 発表会名 <input type="radio"/> 年度(月日は無くても可) <input type="radio"/> 成績(下記のいずれかを含む) <ul style="list-style-type: none"> ・賞の名前 ・順位 ・優秀であった旨 	・発表会のログラム及び表彰状	・成績が確認できない ・専攻分野との関連が確認できない

業績の種類	最大 ページ数	細目	必要項目 (○の項目は必須項目)	典型的な資料	よくある不備
9. (専攻分野に関連した)スポーツの競技会における成績	3	—	<input type="radio"/> 申請者の姓名(姓のみは不可) <input type="radio"/> 競技会名 <input type="radio"/> 年度(月日は無くても可) <input type="radio"/> 成績(下記のいずれかを含む) <ul style="list-style-type: none"> ・賞の名前 ・順位 ・優秀であった旨 	・競技会のプログラム及び表彰状	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者名が確認できない ・専攻分野との関連が確認できない
10. (専攻分野に関連した)ボランティア活動その他社会貢献活動の実績(公益の増進に寄与した研究業績)	3	—	<input type="radio"/> 申請者の姓名(姓のみは不可) <input type="radio"/> イベント等の名称(専攻分野との関連が確認できる程度) <input type="radio"/> 年度(月日は無くても可)	・イベントのプログラム及び参加を依頼されたことが分かるメールの文面 ・参加した活動の名称が記載された参加者名簿	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が活動において実際に行った内容が読み取れない ・組織名・団体名しか記載がなく、申請者本人の氏名が確認できない ・写真や新聞記事など、本人が参加したことの確認が取れない書類が提出された
11. その他機構が定める業績	—	—	内容に関する証明書は不要です。 返還免除内定者が修業年限内に課程を修了できる場合の評価項目です。推薦理由書の「特に優れた業績の該当項目」の 11 番に○を記入してください。		